

令和4年度

第1回

東京都再犯防止推進協議会

実務者会議

令和4年10月26日（水）

オンライン開催

○古嶋共生社会担当課長 それでは、定刻となりましたので、令和4年度第1回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます東京都生活文化スポーツ局共生社会担当課長の古嶋と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、東京都再犯防止推進計画の重点課題の1つである就労・住居の確保等のための取組のうち、住居の確保について協議をさせていただきます。

都では、今年度に予定している国の次期再犯防止推進計画の策定を踏まえまして、来年度中に新たな東京都再犯防止推進計画を策定する予定であります。

本日の議題である住居の確保につきましては、次期再犯防止推進計画においても重要課題となることを見込まれており、本日の議論を踏まえて次期計画の内容を検討していきたいと考えております。

本議題に関連しまして、本日は、一般社団法人日本自立準備ホーム協議会で代表理事を務められております高坂朝人様を、講師としてお招きしており、後ほどご講演をいただきます。高坂様、本日はよろしくお願いいたします。

また、東京保護観察所様と、東京都住宅政策本部からも住居の確保に関する取組についてご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会に当たり、東京都再犯防止推進協議会実務者会議の座長であります東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の油谷からご挨拶を申し上げます。

○油谷治安対策担当部長 ただ今ご紹介いただきました東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の油谷と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本年度第1回目の実務者会議の開催に、開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

11人の委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ、会議にご出席いただき厚く御礼を申し上げます。本実務者会議は、東京都の再犯防止等を推進することを目的に、東京都再犯防止推進計画の重点課題ごとに開催し、その重点課題に沿った議題に関して情報交換を行うとともに、支援策等を検討する場として設置しているものでございます。

現在、国におきましては、次期再犯防止推進計画の策定に向けた検討が行われていると聞いておりますが、本年4月に示された次期計画の基本的な考えにおきましても、就労や住居の確保のための支援をより一層強化することとされております。

また、国、都道府県、区市町村の役割分担についても、都道府県は広域自治体として区市町村支援や、域内ネットワークの構築、区市町村では実施困難な専門的支援を行うものとして整理が進んでおりまして、都の役割として、区市町村だけではまかない切れない就労、住居の確保のための支援は一層重要なものになることが考えられます。

本日は、そのような就労及び住居の確保のための支援のうち住居の確保についてご議論いただきますが、都でも来年度中に新たな東京都再犯防止推進計画を策定する予定でございまして、本日もご議論いただく内容につきましては、東京都の次期計画におきましても重要な位置付けになると考えております。

本日の会議の内容といたしましては、司会からも紹介があったとおり、一般社団法人日本自立準備ホーム協議会、代表理事の高坂様をお招きして、刑務所出所者等を受け入れていらっしゃる自立準備ホームにおける取組等の貴重なお話をいただけるものと承知しております。高坂様、本日はよろしくお願いたします。

また、東京保護観察所次長の北條様と、東京都住宅政策本部からもそれぞれの住居確保の取組についてご説明をいただきますところでございますので、委員の皆さまにおかれましては、さまざまな観点とお立場からご意見をいただき、ご議論のほど、よろしくお願いたします。

誰もが安全安心を実感できる社会、誰一人取り残さない包摂性のある社会の実現に向け、今年度も協議会、実務者会議において、皆さまのお力添えをいただきますようよろしくお願いたします。よろしくお願いたします。

○古嶋共生社会担当課長 それでは、議題に移らせていただきます。

まず、住居の確保等のための取組としまして、都の取組について、住宅政策本部住宅企画部吉川住宅施策専門課長から説明をいただきます。吉川課長、よろしくお願いたします。

○吉川住宅施策専門課長 ご紹介に預かりました住宅政策本部の住宅施策専門課長をしております吉川と申します。よろしくお願いたします。日ごろから住宅政策では、皆さまにご協力いただきましてありがとうございます。

私から、重層的な住宅セーフティーネットの確保についてご説明させていただきます。

住宅セーフティーネット制度を規定するものとしまして、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、私どもでは住宅セーフティーネット法と申し上げている法律がございます。その中で、住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を定めることになっておりま

して、こちらの計画についてまずご説明させていただきます。

この計画につきましては、法定計画であることと、住宅政策全体を規定しております住宅マスタープランですとか、その他、高齢者保健福祉計画、福祉保健局と共管であります高齢者の住宅、居住安定確保プランなどと調和を図るような形で目標等を設定しております。こちらの主な政策といたしましては、住宅確保要配慮者の方には重層的なセーフティーネットを提供するというところで、重層的といいますのは、公的賃貸住宅、民間賃貸住宅、それらを重層的に提供していくということになっております。

まずこの中で、公的賃貸住宅の方の都営住宅でございますけれども、こちらについては、真に住宅に困窮する都民に対して提供していくという形になっております。また、公社住宅についても供給していく形になっております。

主となるのはこちら側だと思いますけれども、民間賃貸住宅につきまして、セーフティーネット住宅というのがございまして、そちらに関する施策を実施しております。

特に、実際に入居するに当たっての居住支援の取組について強化していくということを計画に加えてございます。また、入居後の管理についても様々な問題がございますので、貸主の方への理解を深めていただくために管理の適正化についても計画の中で、主な施策として位置付けてございます。

続きまして、政策目標としてどのようなものを掲げているかということでございますが、まず、賃貸住宅の供給の目標といたしましては、先ほどご案内しましたように、公営住宅の供給目標としては10年間で17万1,000戸を供給するとしております。これは建て替えなども含めた数でございます。また、後ほどご説明いたします東京ささユール住宅と呼んでいるセーフティーネット住宅でございますけれども、供給目標としては、同じく2030年度末で要配慮者専門住宅の登録を3,500戸、また、子育て世帯向けの公共住宅を10年間で3万5,000戸を募集する計画になっております。

続きまして、住宅セーフティーネット制度全体についてのご説明でございますが、こちらは、民間賃貸住宅の空き家、空き室を利用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的としております。ここで、要配慮者についてご説明したいと思います。

こちらに幾つか要配慮者が載っておりますけれども、まず、住宅セーフティーネット法で定めている方というのが、この低額所得者から子供を養育している者までの5つの分類でございます。その後、国土交通省令で定めている住宅確保要配慮者という分類の方々が、外国人か

ら供給促進計画で定める者までとなっています。供給促進計画で定める者というのが都道府県計画で定める者ということでございまして、右側の方にあります東京都が独自に定める要配慮者という方に、海外からの引き揚げ者から生活支援等を行う者までを掲げる形で、こちらの方々が我々の考えている住宅確保要配慮者ということになっております。

この中で、国土交通省令で定める住宅確保要配慮者というところに、今回テーマになっております再犯防止の対象だと思えますけれども、更生保護対象者が要配慮者に定められております。

東京都といたしましては、幅広く要配慮者を指定しておりまして、その方々に対して支援を行うという形になっております。

実際に住宅セーフティーネット制度がどのように運営されているかということでございますけれども、真ん中に住宅の登録制度というのがございます。その横に2番の経済的支援、こちらがそれぞれの住宅に、あるいは事業者に対して様々な補助を行っているような経済的支援でございます。

3番の方にあります居住支援の方が、やはり住宅があるだけではなかなか居住支援が進まないということがございますので、後ほどご説明いたします居住支援協議会ですとか、居住支援法人の活動として、様々な支援をしていくという形になっております。それぞれ、3つの制度が連携した形で住宅セーフティーネット制度が成り立つようになっております。

まず、住宅セーフティーネット制度ですが、東京ささエール住宅と私どもの方では愛称を付けておりますが、セーフティーネット住宅には要配慮者の入居を拒まない登録住宅と、要配慮者のみで、一般の他の方が入居できない専用住宅という2種類があります。それぞれ、昨年度末の戸数については、資料のとおりでございますけれども、都内ですと、登録住宅は4万6,000戸余り、専用住宅は640戸余りということになっております。登録住宅の方は、一般の方も要配慮者の方も入居できる形になっておりますけれども、そちらに対して東京都としては、見守り施設を設置した場合の支援ですとか、あるいは、残置物を処理するための保険を家主の方が掛けたときの保険料の補助などを行っております。

また、専用住宅の方は逆に、住宅確保要配慮者の方だけが入る住宅ということもありますので、さらに手厚く家賃の低廉化補助ですとか、あるいは設備、例えば手すりを付けたり、高齢者の方々に、あるいは障害者の方々に配慮するような設備を改善した時の補助などが行われております。

また、実際、どういうところにどのような住宅があるのかお知りになりたい方もいらっしゃると思いますが、それにつきましては国の方で専用のホームページを設けておりまして、皆さまが一般的に不動産のサイトを検索するように、どの区や市にどういった住宅があるか、ということをお自由に検索できるようになっておりますので、ご活用いただけるとよろしいかと思ひます。

続きまして、そのソフト面を支える存在でございます居住支援法人でございますけれども、こちらは今回のテーマでもございますが、保護観察対象者をはじめ、低額所得者ですとか、障害者、高齢者など、住宅確保要配慮者の住まい探しですとか、そういったサポートを行う法人でございます、東京都で指定しております。一般的には NPO 法人ですとか、社団法人などもありますけれども、株式会社や不動産事業者なども指定を受けております。現在、9 月末時点では、東京都では 47 法人が指定されております。

実際、法人ごとに主とする対象者といひますか、得意分野といひますか、注力している部分も様々でございます。こちらの方に QR コードで支援内容とありますけれども、法人ごとに特色がございますので、そういったことを確認しながら、法人と事業をする時にご参考にされるとよろしいかと思ひます。

東京都といたしましても、東京都で指定している居住支援法人に対しまして、様々な支援をしております、特に、昨年度と今年度といたしましては、モデル事業として、特に支援のネットワークを強化したり、サービスを充実させる法人を補助するような取組もしております。

また、居住支援法人とは別に、居住支援協議会という組織もございます。こちらは、右側に図式化しておりますけれども、先ほどご説明した居住支援法人、また、賃貸人に当たります不動産関係団体と、都道府県、都とが連携して支援に取り組むという形になっております。

公共だけではできないようなことを居住支援法人や民間団体のお力を借りて様々な課題について協議したり、検討したりしていく組織となっております。

これまでの事例ですと、あつ旋支援事業を紹介するセミナーですとか、あるいは、居住支援法人や居住支援協議会の各区市の活動を紹介するようなパンフレットなどを作成しております。

こちらにございますように、居住支援協議会につきましては、都道府県の居住支援協議会と区市町村の居住支援協議会がございます。都道府県単位である東京都の居住支援協議会では、区市町村向けや不動産団体、居住支援団体向けのセミナーの開催などを行っております。

また、実際にセーフティーネット住宅に登録してもらうための、家主の方へのチラシを作成

して、登録を促したり、各区市が持っている事例や区市の方の先進的な取組などを紹介する取組などを行っております。

区市の方の居住支援協議会につきましては、それぞれの区の実情がございますので、その実情に応じて具体的な取組を実施されております。

実際に居住支援協議会の相談に応じて、団体と協力して、協力不動産リストを提供したりですとか、窓口を設置して実際にお困りの方のご相談をされたりというようなことをされているところが多いです。現在、都内では28、区市で設立しているところがございます、東京都では、さらに設立していただけるような支援もしております。

また、もう一方のセーフティーネット住宅である公営住宅として都営住宅がございますが、都営住宅の優先入居制度についても、簡単にご説明したいと思います。

都営住宅は、公営住宅法に基づきまして、低所得の方や、住宅に困窮している方が申し込まれて入られる住宅でございますけれども、特に、困窮度が高い方について、優先入居を図る制度がございます。これは例えば高齢者世帯ですとか、障害者世帯、あるいはひとり親世帯などが対象になっておりまして、幾つか方法がございます。

まず、倍率優遇方式というのは、先ほど申し上げました特に困窮度が高い者について、都営住宅は大抵、入居・応募したい人の方が住宅の募集戸数より多いということになりますので抽選を行います。そういった方については、当選確率を5倍ですとか7倍という形にして、より当たりやすくするようにする制度でございます。

それからポイント方式ですが、これは、住宅困窮度、例えば住宅が狭いとか、非常に古いとか、あるいは家賃がすごく高いですとか、そういった住宅困窮度を点数で評価いたしまして、抽選ではなく点数の高い方から入居者を決めていく方式でございます。

また、戸数割り設定方式というのが、優先入居の取り扱いを行う世帯の戸数の枠を設ける方式でして、通常の募集の時に一般の方とは別に、若年夫婦、子育て世帯向けの募集という枠を別枠で設けて、そちらに応募していただくような形になります。この方式ではそのような方だけが申し込むことになりますので、当選する倍率が上がるというような形になります。

このように都営住宅においても、要配慮者の方が入りやすくできるような制度というのが設けられています。

なお、いずれの場合におきましても、都営住宅、公営住宅の資格要件、所得要件などをクリアしている必要がございますので、実際にご相談などを受けた場合は、ご確認いただければと

思います。

簡単ではございますが、私の説明は以上でございます。

- 古嶋共生社会担当課長 吉川課長ありがとうございました。都が実施しております幅広いセーフティーネットの住宅施策についての説明がありました。

なお、説明に関する委員の皆さまのご意見やご質問につきましては、本日予定しています3件の取組説明とご講演が終わった後にまとめていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、保護観察所における住居に関する取組について、東京保護観察所次長の北條様からご説明をいただきます。北條次長、よろしくお願いいたします。

- 北條次長 東京保護観察所次長の北條と申します。

本日、ご参加の皆さまには、更生保護事業にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

私から、居住支援法人との連携した取組について、刑余者支援の現状と居住支援の必要性を中心に説明させていただきます。

最初に刑余者について定義させていただきますと、刑余者とは、かつて刑罰を受けた人ということですが、ここでは、罪を犯し、刑務所から出所した者として説明させていただきます。

まず、居住支援法人の対象となる住宅確保要配慮者について説明させていただきます。

いわゆる住宅セーフティーネット法の第2条に規定されていて、その中に住宅の確保に特に配慮を要する者として国土交通省令で定めるものと規定されています。その国土交通省令で定める者として、保護観察対象者と更生緊急保護を受けている者などと規定されています。

次に、保護観察対象者と更生緊急保護の対象者についてご説明いたします。

まず、保護観察対象者ですが、上から保護観察処分少年、少年院仮退院者や仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導院仮退院者などということで、この辺は皆さん十分ご存じかと思いますが、その下の更生緊急保護の対象者については、あまり知られてないと思いますので、満期釈放者の対策などで重要になってきますので、ここでご説明させていただきます。

更生緊急保護の対象者は、まず、①の刑事上の手続き、又は、保護処分による身体の拘束を解かれた人、②の親族からの援助や公共の衛生福祉機関等からの保護が受けられない、又は、それらのみでは改善・更生できないと認められた人、③の更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人と、この全て、1～3まで全て当てはまる人が更生緊急保護の対象となります。原則とし

て6カ月保護できます。

次に、このスライドは、改めて皆さまにご説明するまでもないのですが、法務省の組織図をちょっと載せました。刑事局、矯正局、保護局、刑事3局があつて、そして、社会内で刑余者を支援する機関として保護観察所があります。保護観察所は、保護司や更生保護女性会などの多くの更生保護ボランティアに支えられています。

次に、刑事司法の流れについてですが、このスライドも改めてご説明するまでもないのですが、統計の数値が古いので、直近の数値を申し上げたいと思います。

令和3年保護統計年報によると、令和3年の1年間の保護観察付執行猶予者の開始人員は3,301人、取り扱い人員は1万3,400人です。刑事施設からの仮釈放者の開始人員は1万830人、取り扱い人員は1万5,079人、少年院仮退院者の開始人員は1,560人、取り扱い人員は3,604人、家庭裁判所で保護観察に付された保護観察少年の開始人員は9,932人、取り扱い人員は2万246人です。合計で開始人員が2万5,623人、取り扱い人員は5万2,329人となっています。この取り扱い人員ですが、前年か、前年度、前年からの繰り越しと開始人員の合計が取り扱い人員となります。スライドの数値が令和元年のものですが、2年間で開始人員は三千数百人、取り扱い件数は五千数百人減っています。

ちなみに、東京保護観察所の開始人員ですが、2,725人、取り扱い件数は5,726人となっていて、大体、全国統計の10分の1が東京都というような感じになっております。

この受刑者の罪名別構成比も古い数値で申し訳ありません。令和3年の犯罪白書によると、構成比は大きく変化はなく、男性の窃盗が34.2%、覚醒剤取締法違反が25.2%、女性の窃盗が46.7%、覚醒剤取締法違反が35.7%と、窃盗と覚醒剤が多数を占めております。

次に、刑余者の生きづらさについてですが、令和元年の矯正統計年報によりますと、新受刑者の犯罪時就労状況は、約7割が再犯時無職、新受刑者の犯罪時居住状況は約2割が再犯時住居不定となっています。生きづらさの1つとして、仕事や住居がないことが挙げられます。

また、新受刑者の年齢を見ますと、1割以上が高齢者、1割以上が精神障害ありとなっています。生きづらさに高齢である、障害などが影響していると思われます。

さらに、新受刑者の教育程度は、約6割以上が高卒未満となっています。

これらの生きづらさから、再犯に及んでしまう刑余者も多く、再犯防止のためには出所者等の生活支援をすることが必要です。

次に、保護観察の概要についてご説明します。保護観察は、定期的な接触による生活状況の

把握や、遵守事項を遵守するように指示したり、専門的処遇の実施など、指導監督という公権力の行使を背景とした心理規制的な側面があり、これを守らなければ仮釈放を取り消し、刑務所に戻すなどの、いわゆる不良措置があります。

一方、宿泊所の提供、福祉・医療支援、就労支援など、補導援護という福祉的、援助的措置の側面があります。保護観察は、車の両輪の関係にある指導監督と補導援護によって自立を促すこととなります。

次に、居住支援を除く保護観察所における主な支援対策についてご説明します。

まず、就労支援対策ですが、平成 18 年から法務省と厚生労働省の連携により、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しています。これはハローワークに専用窓口を設置し、担当者制による職業相談や職業紹介を行っています。また、就労支援セミナーや事業所見学会、トライアル雇用、職場体験講習、身元保証などの就労支援の取組を実施しています。

また、更生保護就労支援事業を、22 都道府県とありますが、令和 4 年度は 25 の都道府県で実施しています。これは民間法人に委託し、民間のノウハウやネットワークを生かして、矯正施設入所中から就職後の職場定着支援まで継続的、かつ、きめ細やかな支援を行っています。この事業は、就労の確保が困難な者の就労支援や、雇用管理に関する専門知識や経験を有する就労支援員により就職活動支援、職場定着支援の 2 つの支援を実施しています。

次に、刑務所出所者等就労奨励金制度ですが、これは平成 27 年度から保護観察所の依頼に基づき、刑務所出所者等を雇用して就労継続に必要な指導や助言を行い、この状況を保護観察所に報告していただいた協力雇用主に対して、支給要件や出勤状況に応じて最長 1 年間、年間最大 72 万円を支給する制度です。

他に矯正でも、コレワークなどの積極的な就労支援を実施しています。

次に、福祉支援対策の地域生活定着支援センターですが、これは平成 21 年度から厚生労働省の補助事業として各都道府県に整備されています。

この、センターや矯正施設等の関係機関と連携し、行き場のない高齢者や障害者である受刑者等の出所後の福祉サービス確保等の支援を実施しています。

次に、居住支援対策ですが、まず民間の更生保護法人などが運営している更生保護施設があります。更生保護施設は、全国に 103 施設あって、都内に 19 施設あります。全国の約 5 分の 1 が東京に集中しています。更生保護施設は、行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数カ月間を収容保護し、原則 24 時間体制で処遇しています。

また、法務省の認可施設で国から委託費を支給しています。そして、仮釈放制度に不可欠な施設となっています。

次に、自立準備ホームですが、これは平成 23 年度から緊急的住居確保・自立支援対策として開始したもので、NPO 法人等が管理する施設の空きベッドなどを活用し、宿泊場所、食事の提供とともに、毎日の生活指導などを委託するものです。保護の期間は、更生保護施設に準じています。そして、国から委託費を支給しています。

ただし、更生保護施設、自立準備ホームのいずれも自立を目指しており、一時的な居住支援となっています。

次に、居住支援対策として、刑務所出所者等の帰住先を調整する生活環境調整の強化についてご説明いたします。

出所後の居住予定地は、原則として、まず受刑者が指定します。これを受けて、保護観察所において居住予定地で社会復帰が円滑にできるよう、その環境を調査、調整します。ただし、調整困難な場合は、調整を終了し、受刑者に別の予定地の設定を促します。

さらに、平成 28 年施行の更生保護法の一部改正により、仮釈放などを決定する地方更生保護委員会が、必要に応じて未調整の住居の調整を指示したり、調整事項の指導や助言を行うようになりました。また、帰住先を複数の保護観察所が調整している場合に、地方更生保護委員会がコントロールタワーとなって連絡調整をするようになりました。このように、帰住先の調整をする生活環境調整が強化されましたが、それでも適切な居住地が確保できない相当数の出所者がいます。

次に、刑余者に対する居住支援の必要性についてご説明いたします。

刑務所に入所してきた者で、犯行時住居不定である者の割合は 17.6%、累入者に至っては 21.3%にも上ります。また、特定の居住地が確保されずに出所した満期釈放者は 3,381 人となっています。また、刑事施設等から仮釈放の申し出がなされない理由が、居住調整不良の割合は 44.0%という過去の調査結果もあります。さらに、更生保護施設入所者の自立先の確保で困ったことがあると答えた更生保護施設職員は 76.7%で、うち、困った理由が「保証人が確保できない」が 93.7%という過去の調査結果もあります。以前、勤務した観察所で更生保護施設を退所する者でアパートを借りようと不動産屋に行って、更生保護施設の住所を書いたところ門前払いをされたというようなお話を聞いたことがあります。それで困って、更生保護施設の理事長が管理するアパートに転居したという事例がありました。

次、なぜ刑余者の居住地の確保が難しいかといいますと、まず、刑余者の弱みです。支援者の不在や、社会から忌避していることなどから孤立し、社会や人への不信、自分自身への不信から諦めてしまう。加えて、不十分な社会生活スキルが、スキルしかなく、これらを放置すれば負のスパイラルとなってしまいます。

一方、刑余者の強みとして、就労につながれば自立が近いということがあります。就労は再犯防止に大きな効果があり、その就労のためには、まず住居が必要です。

また、保護観察期間中の再犯防止機能もごさいます。

次に、刑余者の居住支援の課題と展望ということで、まず、刑余者の処遇の大前提として職場定着、又は福祉支援が不可欠です。その基盤となるのは居住地の確保です。さまざまな就労支援を実施し、地域生活定着支援センターなどの福祉につないでも、やはり必要になってくるのは居住地の確保です。

居住支援の課題と対応の方向性についてご説明いたします。

課題として、居住地が定まらなければ保護観察ができないこと、更生保護施設等の受け入れに限界があること、出所者のイメージや連帯保証人不在等により家主、不動産会社に忌避されがちであること、生活のリズム、食生活、金銭管理等の指導がなされないと生活破綻に陥りがちであることなどがあります。これらの課題に対して対応の方向性として、生活環境を、生活環境の調整を徹底し、可能な限り保護観察や更生緊急保護に結び付ける、更生保護施設の体力アップ、退所後の居住調整能力の向上、出所者にも利用可能な物件、家賃債務保証の確保、担当機関のマンツーマンによる見守り、生活指導などがあります。

次に、今後の展望ですが、まず、適切な居住地を確保して、自立した社会活動を営むための生活拠点の確保、そして、就労支援や福祉支援を受け、社会活動の場を確保し、最終的には生活指導や息の長い支援を受け、安定した生活態度の確保、維持を目指します。

次に、当面の検討事項として4つほど挙げました。まず、1つ目は、連携可能な居住支援法人の拡大です。事例を積み重ね、居住支援協議会との関係確立が必要です。2つ目は、支援スキルの普及です。これまでの好事例や更生保護のノウハウの共有が必要です。2つ目は、連携体制の確立です。保護観察所と居住支援法人等との情報共有、役割分担などの整理が必要です。4つ目は、生活環境の調整や、更生保護施設、就労支援等の強化です。これは国の責務としてしっかり実施する必要があります。

これまで申し上げたように、更生保護施設等で住居を確保しても平均滞在期間は約 80 日と

一時的なもので、その先の居住地の確保が課題となっています。また、居住地がないと仮釈放にならず満期釈放になってしまうのですが、満期釈放者の再犯率は仮釈放者より高く、帰住予定地を確保させ、仮釈放につなぐことが再犯防止にもつながります。

そこで、保護観察所と居住支援法人との連携により、刑務所出所者等の住まいの確保支援が重要になってきます。

ここで事例を紹介しますが、まず、事例Aですが、本人が罪名と刑期等を書面で法人に提供することを拒んだということで、調整不調となっております。退所者によっては、その罪名や刑期など前歴開示に難色を示す者もおります。

次に、事例Bですが、出所日までに部屋の確定ができなかったことから希望を取り下げた事例です。前に申し上げたように、帰住予定地がないと仮釈放にならないのですが、居住支援法人と連携しても、例えば、出所時に空いている部屋に居住させるとしても、部屋を、部屋が確保されてないと仮釈放になりません。仮釈放決定から釈放時まで部屋を空けておくことになるという課題もあります。

次に、事例Cについてですが、保証会社の審査に何度も落ちたという事例です。なかなか保証会社のハードルが高いというような課題もあります。

次に、事例Dですが、これは突然辞職してしまったということで、なかなか職場への定着というのも課題となっております。

最近の事例として、今日ご参加の弁護士の石田先生も参加していただいておりますが、本年10月から始まった、よりよい弁護士制度というものを活用して、今相談もしているような事例もございます。

最後に、本年度で国の再犯防止推進計画の期限が終了しますので、次期再犯防止推進計画について少し触れたいと思います。

まず、基本的な方針として、ここに3つほど掲げました。息の長い支援、相談拠点及び地域支援連携拠点の構築など3つほどありますが、そして、重要な取組として、退所者の特性に応じた住居の確保と支援の推進があります。特に、居住支援法人と連携した住居確保、見守り支援を強化することが挙げられています。

次に、本年6月17日に更生保護法の一部改正があり、1年半以内に施行されます。施行されると、満期釈放者や起訴猶予者など、保護観察に保護を申し出ることができる更生緊急保護の期間が最長1年から2年に拡大されます。

また、地域援助として、刑執行終了者等の改善、更生のための情報提供や助言などの支援ができるようになります。先ほどの事例でも申し上げたように、居住支援法人と連携した事例はちょっと少ないのですが、成功事例を積み上げ、積み重ねて、息の長い支援につながるようにしてまいりたいと思いますので、皆さまの引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。私の方から以上です。

○古嶋共生社会担当課長 北條次長、ありがとうございます。保護観察所の方でも出所者等が居住場所を確保して犯罪に関わらない生活を送れるように支援を行っていることについてご説明がありました。

それでは、続きまして、一般社団法人日本自立準備ホーム協議会代表理事の高坂様からご講演をいただきます。高坂様、よろしくお願いたします。

○高坂代表理事 こんにちは。一般社団法人日本自立準備ホーム協議会の高坂朝人といいます。今日は、貴重なお時間を頂いて本当にありがとうございます。僕の方からは、自立準備ホームの取組や、新団体のネットワークなどについてお話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

簡単な僕の、自分の自己紹介なんですけども、愛知県で主に活動していて、今日は愛知県から来させてもらっています。日本自立準備ホーム協議会の他には、非行少年をサポートするネットワークですとか、非行少年をサポートするNPO法人や、あとは罪を犯した障害のある人を、障害福祉サービスのグループホームや、就労継続支援B型事業所などの障害福祉サービスを活用してサポートする法人などをさせてもらっています。愛知県では、愛知県再犯防止連絡協議会の委員にも入らせてもらっています。

本当にちょっと、これ、お見苦しい写真なんですけども、自分自身がもともとは非行少年で、本当にいろんな人から支援を受けて、何とか悪いことをやめて今に至っています。先ほど、保護観察所の方がお話しされていましたが、中学校2年生からは保護観察を受けて、保護司さんからずっと指導を受けたり、少年院での教育を受けたりとかしました。

住まいの話が多いと思うので、過去のことをちょっと振り返ると、16歳の時に1回目の少年院を仮退院した時に、僕は父親と母親が住んでいる自宅に帰ったんですけど、帰った日は自宅で生活してましたけど、次の日からは家では生活せずに、友達の家とか彼女の家とかを転々としながら、保護観察中なんですけど転々としながら生活していて、保護司さんの家に行く日は、そのまま友達の家から保護司の家に行くというような生活をしていて、2回目の少年院出た時

も同じような生活でした。

それは、多分、自分自身が悪かったというのももちろんあるんですけど、家の、実家が、今も一緒なんですけど、2DKのアパートになってまして、家族4人暮らしだったので家の中に自分だけの部屋とか兄弟の部屋っていうことがなかったの、少年院出てから家に帰っても自分の部屋っていうものがちょっとないってことも自分は分かってたので、一応、少年院出るときの帰住地は家にはしておくんですけど、その後は、家じゃなくて違うところで生活してたっていう形になってます。だから、今も、少年院にいる子たちの面会に行ったりとか、出てきた子のサポート活動とかしてるんですけど、少年院出るときに親元に帰るっていう設定になって、そのまま仮退院してる子とか結構いるんですけど、よくご本人の話聞いてると、家の中に自分の部屋がないとか、今は結構、以前よりも生活環境調整とか保護観察所とか委員会の人とか保護司さんがしっかりされて、本当にその家に帰って大丈夫なのかっていうのは調べてるので、よっぽどそういうことも減ってきていると思うんですけど、そういう事情もありました。

住まいの分で言うと、ちょっと遅いんですけど、23歳の時に本当に立ち直ろうと思って、悪いことやってる暴力団の人とか、そういう人たちと縁を切るために生まれ育った広島から名古屋に引っ越して、その人たちと縁を切って生活をして、そこからは悪いことやめてったんですけど、全然知らない名古屋に来たときに、初めお金がなかったので、名古屋には縁もゆかりもないし、知り合いも1人もいなかったの、最初、住むところがなくて、車の中でちょっと何週間か、車の中で生活をしていて、その後、ちょっと家がないとどうしようもないっていうことで車を売って、アパートを借りて、その時は父親が保証人になってくれたのでアパートを借りて生活していったって形です。その時は、まだ居住支援法人とかもなかったと思いますし、例えば生活保護のところに相談しに行くとか、保護観察、更生緊急保護の期間はもう過ぎていると思うので使えなかったと思うんですけど、そういうところに相談に行くっていう知識とかは自分の中ではあまりなかったなというのがあります。

自立準備ホームについては、先ほど東京保護観察所の次長の北條さんからもお話があったと思うんですけども、平成23年からスタートして、もう10年少したった制度になっています。平成23年のスタート時には、自立準備ホームに登録してた事業者が166事業者あったんですけども、令和3年になってから447になっているので、この10年ぐらいで281事業者が増えています。実際、自立準備ホームに住んでた人っていうか、保護観察所からの委託というので住んでた委託実人員に関しては、平成23年は799人が、令和2年は1,719人ってなってる

ので、実際に委託を受けて住んでた人たちも約 10 年で 920 人ぐらいは増えています。

ちょっと、自立準備ホームのことでちょっと説明をしますと、自立準備ホームに登録するのって、民間の人たちが各地域の保護観察所に行って登録をしてるんですけど、最初は空いてるアパートとか自分の家の空き室とかを自立準備ホームに登録とかして、ほぼやってたんですけども、数年前からは、厚生労働省の方から通知があったというのは聞いていて、例えば、児童福祉の施設に使ってる部屋とか、障害のグループホームに使っている部屋とか、そういう空き部屋も自立準備ホームに登録しておいて、そこに利用者さんが住んでない時は、自立準備ホームの人の委託が受けられるっていうふうに変ってるっていうのも聞いてますし、あと、自立準備ホームに住みながら仕事をしてる人は多いんですけども、例えば、障害があったり、高齢、65 歳以上の高齢者の方で、高齢の介護を受けている方とかは、住むところは自立準備ホームだけど、日中は高齢者のデイサービスに通っていたり、障害がある人は就労継続支援 B 型事業所に通ってる人とかもいます。

僕が愛知県で再非行防止サポートセンター愛知という法人をやっているんですけど、この法人の方で自立準備ホームを運営しているので、その中身のことをちょっとお話ししたいと思います。

更生保護施設が全国に 103 カ所あって、自立準備ホームというのもあるんですけど、大きく違うと思うのは、やっぱり更生保護施設は、本当にさっき北條さんから、お話あったように 24 時間体制で、職員の人もいて、ここが本業として働いている人たちもいるんですけど、自立準備ホームの場合は、自立準備ホームだけを本業としてやっている人っていうのはすごい少なく、そもそも委託費っていうのが、自立準備ホームの場合は、1 人の人が住んでたら、宿泊費、食費、自立準備支援費と合わせて 1 日 5,346 円っていうのを、委託費をもらって運営していて、なかなかそのお金から家賃とか光熱費や食費などを払ってるので、そこにさらに支援の人を雇用して、社会保険とか入ってもらってっていうのは、なかなか難しいので、自立準備ホームで専門の職員っていうのがやっぱりいないところが多いです。

僕たち再非行防止サポートセンター愛知も、スタッフは 17 人いるんですけども、これを本業としてやってるスタッフは 1 人もいなくて、別の仕事をしながら空いた時間に自立準備ホームに入ってる人たちの支援活動などをしています。

再非行防止サポートセンター愛知では、2015 年 12 月から名古屋保護観察所の方に自立準備ホームの登録をさせてもらって、今 9 室部屋を持っています。そのうち、今日現在だと 8 人の男の子や女の子が生活をしてるんですけども、8 人のうち、保護観察所からの委託で住んでる

子が3人で、他の5人は児童相談所から一時保護委託ということで受けていて、自立準備ホームで登録してる部屋は、自立準備ホームしか使ったらいけないっていう、そういうそこまでの決まりがないので、空いてる部屋は他の用途でも使っても大丈夫というふうに聞いています。

あと、ちょっと大きな違いかもしれないですけど、更生保護施設だと1つの施設のところに入居者の人たちが集団で生活をされてるんですけども、自立準備ホームもそういう1つのところで生活してるやり方もありますし、あとは、僕たちのやり方は、1つのアパート、1Kばかりあるアパートの1棟に1室だけ借りて、また、ちょっと離れたところのアパートに1室を借りてっていう形で、1棟1室だけを借りて、それを9室点在させています。最初は、1棟の中に何室か複数借りていて、そこで少年院、出てきた子たちが3人とか4人とか引き受けさせてもらったことがあったんですけど、そうすると、みんな家に帰れない子たちだから、いろいろ支え合ういい面もあれば、ちょっと数人でバイクを盗みに行ったりとか、再非行が起こったこともちょっとありまして、それで僕たちのやり方としたら、もう1棟1室にして、入居者同士は一切接触をしないようにして、スタッフが毎日全室を回って、全部の部屋に回って、本人と面接して食事を提供するっていうふうに切り替えています。それで、それがいい面があったのか、今、3年ぐらいは自立準備ホーム入居中の再非行は今ゼロになっています。

今までは保護観察所からの委託っていうことでは52の子たちが生活をしています。これは、再非行防止サポートセンター愛知のやり方、結構大切にしているんですけど、他の更生保護施設とかもそうだと思うんですけど、入居になりそうな人がいたら、少年院や鑑別所などにできるだけ面会多く行くようにはしています。社会に帰る時に迎えに行き、出院の日は区役所とかで手続きとかいろいろあるので、手続きをしたり、生活がスタートできるようなものをそろえてスタートをしていきます。

仕事に関しては、社会復帰する前に保護観察所や、就労支援事業者機構の方と連携をして、協力雇用主さんの下で働けるように、出院前から調整はみんなするようにはしています。

病院が必要な人とかもいるので、そういう人は、少年院を出る前にどこの病院に行くかを決めておいて、その初診の予約を取っておいて、出てから初診の期間の間の薬は少年院の方で用意してもらって、そのまま一緒に病院同行とかをするようにしています。

あと、更生保護施設の場合は、法人の中に保護司さんが基本的にはいるって聞いているんですけども、自立準備ホームの場合だと法人の中に保護司がいる法人もあれば、いない法人もありまして、僕たちの法人も最初は保護司さんがいなかったんで、自立準備ホームに住んでいる

保護観察中の人の担当保護司は、地域の保護司さんが担当してくれていたんですけども、やっていく中で保護観察中の方とも話し合っ、法人の中で保護司もいた方がいいということになって、今では法人の中の担当、法人の中のスタッフの保護司が自立準備ホーム、入る人の担当保護司をやるようにしています。

再非行防止サポートセンター愛知の自立準備ホームは、4s ホームっていう名前にしているんですけど、4s ホームのルールがあります。他の自立準備ホームは、それぞれ違うルールを設定したりしています。名古屋保護観察所とは月に1回、僕らも行って、ずっと打ち合わせをしているので、打ち合わせをしながら、ルールの修正をしながら、今のところこのルールで運営しています。

この中で、後から増えていったものとする4番で、最初は、金銭管理の部分なんですけど、最初は、できるだけあんまり管理はしたくないよねっていうことで、入居している人に金銭管理をある程度任せた部分があったんですけど、ただ、自立準備ホームって、先ほど北條さんがおっしゃられたように、一時的な宿泊場所でもあるので、ずっとはられないので、そこで貯金をためて自立資金にしないいけないんですけど、本人が自分で給料を持ってる、なかなか貯金が、もう全然できなくて、ほぼみんなこれできなかったの、今では全員、給料が入る通帳を預らせてもらって、金銭管理をさせてもらいながら貯金をするようにはしています。

このルールは、必ず、自立準備ホーム、入る前から、もう何回も説明をして、本人がこれ、頑張り、守りますと言った上で受け入れをするようにしています。

愛知県内の少年院や刑務所であれば面会も行けるんですけど、岩手県とか、すごい遠い少年刑務所とか、少年院とか刑務所とか引き受けることもあるんですけど、次は松山の刑務所の人も引き受けるんですけど、そういう場合は、名古屋保護観察所と遠方の矯正施設の方でテレビ面会で、テレビ会議システムでつなげてもらって、保護観察官の人も立ち会ってもらって、事前に何とかテレビ面会をして、ルールとか説明したり、生活のことも説明した上で引き受けさせてもらうようにしています。

これは自立準備ホームのある1室の部屋です。ご飯については、これは、ちょっと別法人で、就労継続支援B型事業所を運営していて、そこでご飯づくりを、少年院や刑務所を出てきた障害のある人たちがご飯づくりをしてくれているので、そこで作ったご飯を自立準備ホームの人たちに手作りのご飯を毎日届けさせてもらっています。

今、1個話していたのが、少年院とか刑務所、入っている人たちが自立準備ホームに出てき

て住むって話だったんですけども、鑑別所とか出た後に、この子については鑑別所を出た後に他のところに住んでいたんですけど、なかなかその家に、なかなかもういられなくなってきて、それで、その子が保護観察中だったので、保護観察所の人に相談をして、保護観察所から僕らに話があったので、保護観察所に行かせてもらって、本人もルールとか守っていきますということだったので住むようになったことがあるので、更生緊急保護のこともそうなんですけど、矯正施設から直接自立準備ホームに入らなくても、まずは自宅とか他の施設とかに戻って、その後にそこにいられなくなった時でも自立準備ホーム、更生保護施設もそうなんですけど、その期間内であれば使える人もいます。

特に、これ、女の子だと、例えば、令和3年の犯罪白書を見ると、虐待、犯罪白書、ネットで見れるんですけど、すごいいろんな統計が出ていて、虐待のことで見ると、例えば、男子だと少年院に入る前に虐待を受けたことがある人となると、男子だと4割の子たちになるんですけど、女子の場合だと少年院に入る前に虐待を受けたことあるって数字が7割、これ、なっていて、あと、少年院を出るときに親元以外のところに帰らざるを得ない形は、男子だと2割で、女子だと3割なので、結構、少年院に入ってる、女子少年院に入ってる女の子たちってというのは、結構、社会に帰るときの家庭環境といいますか、環境、結構ちょっと厳しい子たちが多くなっていうのは感じています。

特に、愛知県だと、女性が入れる更生保護施設っていうのは、これ今1つもないので、女性で住まいがなくて保護観察所に相談があると、自立準備ホームとか、障害があればグループホームとか、あとは、寮が付いている企業さんとかが引き受けられたりっていうのは、するっていうのは聞いています。

あと、女の子たちの住むところが、保護観察中で家を、なくなってしまった女の子の住むところがなかなか難しく、難しい部分はあるんですけども、ただ、実際、それ用意した時、引き受けた場合に、ただ家だけ用意すればいいってわけじゃないのをすごい僕らも日々感じていて、法人側としてもいろいろみんな話し合いながら、こういうことは気を付けようとしながら支援している内容をちょっと書かせてもらっています。

例えば、男性スタッフなら玄関より中には入らないとか、一人暮らしのアパートになっているので、どうしても訪問だと1対1になるので、女性スタッフだったら部屋の中まで入るけど男性なら玄関対応にするとか、いろいろ気を付けながらさせてもらっています。

ネットワークって部分では、再非行防止サポートセンター愛知を2014年に設立して、

愛知県内の相談があった非行少年とか、サポートさせてもらっていたんですけど、過去の自分みたいに、愛知県で悪いことばかりやって、少年院や少年刑務所出てきて、また地元に戻った時に、その悪いこと一緒にやっていた先輩とか後輩とかのつながりが多過ぎて、愛知県に住んだまま立ち直っていくことが、もう自信がなくなって、できれば自分のことを知らない県外に出てやり直したいっていう相談をしてくる子たちも出てきて、あとは、いろんなお金絡みとか、いろんなトラブルがあって、暴力団や半グレの人たちから狙われて、もう愛知県にはいられなくなったっていう子たちも相談も来るようになって、そういう時に、じゃあ、1人で県外行ってきなよって、何もなくて、すごい、僕自信、すごい何もなくて名古屋に来てすごい大変だったので、そういうのだったら、他の県でも、そういう非行少年とか、そういうサポートをしている NPO 法人が幾つかあるので、そういうとこと連携して、県外でやり直したい子がいた時には県外の NPO の人たちのところに県境を越えて連携しながらサポートしようということで、2018年に広島で食べて語ろう会っていう法人と、大阪のチェンジングライフという法人とのネットワークをつくりました。このネットワークをつくる前から実はあったんですけど、広島の子を名古屋で受けさせてもらって、名古屋の子が広島や大阪に行ったり、大阪の子を名古屋で受けたりっていうのはあったんですけど、こういうネットワークを組みながらやらせてもらっています。

あと、ネットワークを組んで、何か、いろいろ思ったのが、1団体では、日々、少年や保護者さんから教えてもらって、これはもうちょっとこういうふうにした方がいいのかなとか、自分たちの団体で気を付けることもあれば、何か制度がもうちょっとこういうふうになったらいいのかなとか思うこととかもいろいろあって、でも1団体がなかなか、例えば法務省とかに行くと、矯正局、保護局の方にどんどん意見を言うっていうのはなかなか難しい部分もあると思うんですけど、そのネットワークを組んで複数の団体になった時に、法務省の方に定期的に何か意見交換とかさせてもらえませんかかって伝えたら全然いいですよってなって、そこからは年に、来月も法務省保護局に行くんですけど、年に3回ぐらいは複数の団体と一緒に保護局や矯正局に行って意見交換をさせてもらうようには今しています。

その中でできるようになったのが、全国の自立準備ホームがあって、自立準備ホームっていうのは各地域で民間団体が地域の保護観察所に登録して運営しているんですけども、登録した後に、自立準備ホームの人は、保護観察所や地方更生保護委員会が研修を受けるとかっていうのもないんですね。仙台や福岡保護観察所はそういうのをやっているって聞いたんですけど、

例えば、名古屋とか大阪とか他のとことかでは、定期的に自立準備ホーム事業者が保護観察所に集まって研修をやるとかっていうのはなくて、自立準備ホームに登録したけど、その後の研修の機会や、あと、自立準備ホームの情報っていうのは非公開情報になっていて、自分たち以外で、この、例えば愛知県に自立準備ホーム、どこの法人がやっているのかとか、そういうのは分からないんですね。だから、自立準備ホームの勉強の機会がなかったり、自立準備ホーム同士の横の連携がなかったりする部分があって、せっかく平成 23 年から制度が始まって、事業者数も増えて、委託実人員も増えてきているので、いろんな自立準備ホーム同士がしっかりみんなで勉強したり、情報をしっかり共有し合っていくっていうことは、本人の人たちにとっても必要なことだなと思って、みんなで話し合っていく中で全国組織もつくっていきなりました。

全国組織をつくるに当たって、最初困ったのが、先ほどこちょっと非公開情報ってお伝えしましたけども、自立準備ホームは全国にどんどん数が増えていったんですけど、どこの法人が行ってるかが、さっぱり僕ら分からなかったんですね、民間団体としては。それを法務省保護局に相談させてもらったら、自立準備ホーム向けのアンケート調査をやることはオーケーしてもらえたので、各県の保護観察所から 1 年に 1 回、自立準備ホームの更新通知っていうのを発行していただけるので、そこの文書の中にアンケート用紙も保護観察所から自立準備ホームに送ってくれるってなりまして、そこから送ってもらった後にアンケート、答えてくれた時に郵送を、書いて、アンケートの郵送先を僕たちの全国再非行防止ネットワーク協議会でいいよって言うので、そこで当時 411 の事業者に全国の保護観察所からアンケートを出してもらって、そのうち 6 割ぐらいの事業者が返してくれたんですね、アンケートを。それで僕たちが初めて全国 6 割の自立準備ホーム事業者の法人名と住所と連絡先とかが分かってきて、そこから全国組織をちゃんとつくっていきましょうって、分かった事業者とアナウンスしながら、今やっていますね。

あと、もう 1 つは、全国の少年院向けのアンケート調査もやらせてもらって、これは何の調査かっていうと、少年院、家庭裁判所で少年院送致って裁判官から言われて少年院に入ると、教育期間が大体 5 カ月とか 11 カ月とか、人によって 1 年半とかとあるんですけど、少年院にいる期間に帰住先がなかなか決まらなかったりすると、本来の期間より延期になってしまう子たちが時々いまして、そういう子たちが、じゃ、何人ぐらいいるのかなと思ったんですけど、犯罪白書を見てもよく分からなくて、矯正局の人に聞いてもはっきりした数字が分からなかつ

たので、全国の少年院、当時 48 の少年院に協力させてもらって、帰住先が、帰住調整が難航したことで、本来の期間よりも延びてしまった子が何人いるのかっていったら、過去 5 年間で 168 人いるっていう返事が返ってきたんですね。その中で、一番本来の期間より延びてしまった子の期間が 25 カ月っていうのが書いてありまして、本来、多分、11 カ月の子が帰住先が決まらないがために 11 カ月プラス 25 カ月間少年院に収容されていたっていうのが、そういう返答が来ています。

そういう部分も、これを何とかしようっていうのも日本自立準備ホーム協議会を設立した 1 つの原動力にもなっています。

ちょっと、いろいろ細かく書いているんですけど、自立準備ホームはいろんな課題もありまして、先ほど、今、少年院の課題を話しましたが、刑務所の課題は先ほど保護観察所の北條さんからお話があったように、満期釈放の人で帰住先が不明の人たちもいるので、やっぱり刑務所の中にいるうちから帰るところがない人がいたら、自立準備ホームの人たちで、人たちができるだけ面会に行かせてもらう機会をつくってもらって、引き受けられるように調整をしていけるといいなとは思っています。

あとは、ちょっといろいろ課題があるんですけど、あと、自立準備ホームの情報不足っていうのもあるかなと思っていて、刑務所の中にいる人たちは、帰るところがなかったら保護会に行けるとかって、保護会っていうのは更生保護施設のことを言ってるんですけど、ただ、自立準備ホームっていうのを、あんまり、中にいて住まいが困っている人たちが知らなかったりするんですよ。だから、あと、支援者の弁護士さんとか、家裁調査官とかも自立準備ホームって何となく分かるんだけど、どうやったら、じゃ、そこにつなげられるのかとか、自立準備ホームに入ったらどんな支援を受けられるのかっていうのがきちんと支援者の人たちにも伝わってない部分が多いので、まずは、今年度は自立準備ホームのことが分かる冊子を作るっていうことは矯正局、保護局の方と相談した上で作ることが決まっているので、それをいきなり本人に渡すというよりは、まず、支援者の人たちに知ってもらうための冊子を作ります。

あと、ちょっといろいろ書いてきたんですけど、ちょっと時間が、なのでちょっと飛ばしていきます。

これは理念とミッションになります。

これ、最後ですけども、やっぱりいろんな日本自立準備ホーム協議会って枠組みですとか、いろんな民間団体もたくさんできて、いろんな制度もたくさんあると思うんですけども、最終、

最後はやっぱり人と人との関わりなので、いろんな制度や団体がたくさんあったとしても、本人がその支援を受けたくないとか、そこに相談行かないとかだとうまくつながらなかつたりするとも思うので、やっぱり、僕自身はいろんな人から支援を今まで受けてきて、その中でも特に心に残っているいろんな支援があって、そこを何かまねしながらやらせてもらいたいなと思っています。

ちょっと説明不足の部分も多々あると思うんですけど、僕の話はちょっと以上になります。

○古嶋共生社会担当課長 高坂様、ありがとうございます。非行少年の立ち直り支援と協議会を立ち上げて、全国の自立準備ホームの取りまとめにご尽力されている高坂様の活動内容に関連したご講義をいただきました。

それでは、本日のご説明とご講演は以上になりますが、これらの内容を踏まえて、委員の皆さま方にご意見、ご質問をいただきたいと思います。ご発言をされる委員の方は、Teamsの挙手機能をお使いになるか、又は挙手にてお知らせを願います。

伊藤先生、お願いします。

○伊藤委員 上智大学の伊藤と申します。たくさんご説明ありがとうございます。今日のテーマが住居の確保ですが、今日お3方のお話伺いながら、物理的な住居が確保されるだけではやっぱり不十分で、個人の特性に応じた見守り支援、ネットワークが付かないと、結局、再犯防止にまで結び付かないということがよく分かりました。

自立準備ホームの実態もよく分かって、大変参考になりました。空き室が多いという点は、ちょっと意外な感じがしました。また、あまり知られてないことが原因じゃないかとか、それから、個人の特性に応じたという点から見ると、女子の場合とても課題があることも感じました。

ですので、そうしたことを基に何か具体的な課題の解決に向けて取り組んでいかれたらいいかなと思いました。やはり横のつながりのネットワークが必要だし、それから、自立準備ホームさんはすごく頑張っておられますが、成果を出すのがなかなか難しい、活動費が自腹ということ伺い、そのレベルで苦労なさっているので、どうしたらうまく解決できるのだろうかと思いました。お話を伺った感想ですが、ありがとうございます。

○古嶋共生社会担当課長 伊藤先生、ありがとうございます。

他にご意見等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

もしなければ、ちょっと私の方からお話をさせていただければと思います。高坂様、改めて、

実体験に基づいた臨場感のある話で、高坂様のご苦勞や取組への熱意を実感することができました。どうもありがとうございます。

我々の方でも今、再犯防止の方に取り組んでいる中でちょっと感じてるところなんですけども、やっぱり犯罪をした人が更生することについて、世間の理解というものがまだまだ十分ではない現状があるのかな、と思っていまして、そういうところで、高坂様がですね、過去に犯罪、非行をした経験者として、また、支援者の立場として、世間の理解を促進するために、行政というのはどのような取組をしていくことが必要だというふうに考えられていますでしょうか。お考えについて、ご意見いただければと思います。

○高坂代表理事 僕は、例えば、殺人をした人とかサポートさせてもらったこともあります。強盗殺人をした人とかと文通などをしてるんですけど、何か、刑務所に入ったとか、事件、少年院に入ったとか、事件のこととか聞くと、すごい、その情報だけ聞いたり、僕も支援者だからいろんな関係機関からその人の、この人と会う前に事前情報を頂くことが多いんですけど、その事前情報だけだと、すごい何か怖い人というか、僕でも何かこの人大丈夫かな、関わっても大丈夫かなって思うこともあったり、引き受けても大丈夫なのかなと思うぐらいもあるってことは、犯罪とはちょっと、ある程度、あんまり関わりがなく生きてこられた人からすると、そういう罪名を聞いたり、少年院や刑務所にいる人が、例えば隣に住むとか、一緒の職場で働くとかってなってくると、ちょっと何か、その人のことを知る前に何か悪い気持ちからスタートしてしまうんじゃないかなと思うんですけど、でも、僕、いつも思うのは、その情報だけ見ると、何か大丈夫かなとか思っても、実際に会ってみると、全然、同じ人なんだなっていうのはいつも思うので、まずはいろんな人たちができるだけ刑務所を出てきて、中に入ってる人とか、出てきた人と直接対話できれば一番いいと思うんですけど、それはなかなか難しいと思うと、やっぱりいろんな人たちが少年院や刑務所の中を見学するとか、今は矯正展とかもあるので刑務所の中に市民の人も入れますし、例えば、笠松刑務所であれば、中の受刑者の人が外、一般の市民の人の髪を切ることもできたりとか、少年院も施設見学会とかも開いてるので、そういう矯正施設と市民の人たちが、少しずつ結び付くようなものがあって、できれば本人と市民の人たちが何か少しでも対話ができるようなあれになっていくと、何か本来とは違った悪いイメージっていうのが、もうちょっと正しいイメージに近付いていくのかなとは思っていて、そういう何か自治体だからこそできる何かそういう取組とかあるというのは期待したいなと思います。

○古嶋共生社会担当課長　ありがとうございます。我々も現場のいろんな支援者の方とかも、そういうエピソードをお伺いすると、やっぱりですね、そういうところで身近に感じたりですね、実際に更生しようとしている少年とか、そういった人の支援が非常に重要だなと感じるところもありますので、そういうところの情報を、いろんな人に伝えていくという取組はしていきたいなと思うんですけども、高坂様のお話の中で、司法機関や行政機関とも連携して取り組まれているというご説明があったんですけども、それ以外にも、例えばですね、都道府県ですとか、区市町村などの自治体と連携したエピソードというのは何かありますか。

○高坂理事長　自治体で言うと、僕、愛知県再犯防止連絡協議会の委員に、設置の時から入らせてもらっていて、愛知県は、よりそい弁護士制度と就労定着支援、今2本力を入れていまして、なので、中にいるので、そのよりそい弁護士制度とか就労定着支援のことがよく分かってきて、僕も関わっている人で、やっぱり弁護士さんって、罪を犯した人がいたら少年だと審判までとか、成人なら判決までで、その後、関わる人たちは結構な思いで、ボランティア精神で弁護士さんで関わっている人たちもいるんですけど、そこがもうちょっと、その後も人が立ち直っていくとなると、やっぱり法的な知識があれば犯罪をしてないけど、法的な知識と法的なサポートが、もしあれば、犯罪をしなくても済む人たちもいると思うので、そういう弁護士制度ってすごい重要だと思っていて、本当、兵庫から始まって、愛知、札幌、広島と徐々に少しずつ全国に広がっていつているので、これは愛知県の事業ですね。

あと、就労定着支援も、今までは就労支援事業者機構の人たちが、全国にありますけども、本人、働きたい本人と協力雇用主さんを結び付ける役割を就労支援事業者機構の人たちがやってくれていて、でも今までは採用になったらそこで就労支援事業者機構の人の関わりは終わっていたんですけど、定着支援ということで、採用になった後も就労支援事業者機構の人が企業さんと本人に定期的に面談とかして、時には企業と本人の間を取り持って、もう1回その仕事が続くようにしたりとか、そういうようなことをすることで、就労の定着率がやっぱりすごく上がっていつているんですね。だから、それも愛知県の取組で、僕もその中に入れてもらってやらせてもらっています。

やっぱり、そういうのを聞くと、1人の犯罪した人が立ち直っていくとなると、いろんなそれぞれの専門機関や専門団体がありますけども、その時だけスポットで関わって、後はバトンタッチして、どんどんどんどんバトンタッチ方式でやっていくというよりは、やっぱり1つ関わったところがどんどん他の専門機関に移っていくのはしようがないんですけども、でも関わ

った団体が細くでも長く緩くずっとつながり合っていて、いろんな人たちが関わっていくことでその人が立ち直っていくのかなとは思っています。

- 古嶋共生社会担当課長 ありがとうございます。本当に、この再犯防止対策というのですね、携わっていると、民間の団体ですとかと、あと行政機関と、執行機関もそうなんですけども、そういったところがですね、垣根を越えて連携していくことが非常に重要なのかなと、われわれも考えているところです。

他に、ただ今のところも踏まえて、他にご意見等ありますでしょうか。石田先生、お願いします。

- 石田委員 はい、本日は貴重なお話ありがとうございます。石田と申します。弁護士をしております。

普段、私も、いわゆる高齢者であったり障害者であったり、なかなか生きづらさを抱えた方々の刑事弁護を多く扱っております。先ほど、お話出していただいた、よりそい弁護士制度というのも、私、東京の第二東京弁護士会という会に所属しているのですけれども、そちらでも始まったところでございます。

これまで、私が主にまず担当する入口というのは、やはり刑事裁判の部分、あるいは逮捕されたところに入れれば、それは一番いいのですけれども、刑事裁判まで行った場合というのが多くございまして、結局、実刑になってしまった場合、一定の刑期というタイムラグがあるんですよね。そこを越えて外に出てきた時に、やはり帰住地の調整、そして、収入、例えば就労先であったり、あるいは年金をもらえるのかどうかとか、生活保護につなげるのかどうかとか、とにかく生活の糧をいかに安定的に得てもらうかというところは、非常に毎回苦労するところでございます。

刑事弁護をやる時には、更生支援計画というものを、大体、社会福祉士さん、若しくは、精神保健福祉士さんに連携をお願いして作ってもらうことがあるんですけれども、その時は、やはりその裁判を受けた時点での計画というのを立てます。何年先になるか分からない、まだ刑期も決まっていない段階で、短期だったらこう、中期だったらこう、長期だったらこうと、一応、計画を立てて臨むんですけれども、やはり刑期を終えて、本当にちょっと長めの刑期の方なんかは、出てくる頃にはどうなっているのか分からないところもあります。

裁判の当時、計画を立てる時には、例えば区役所の何々課の担当の誰々さんというのとお話ができていたとしても、もう何年かたつと、その担当が変わってしまっていて、引き継ぎが難

しいというようなこともございます。

今、この更生支援計画というのは、基本的には刑務所などに引き継ぎをされていて、仮釈放の時に、その引き継ぎで連絡先を見て、連絡先に連絡をくれるようになっているんですね。ですから、私が担当した方々についても、連絡先に私の連絡先を書いておけば、刑期を終えそうな時に連絡が来て、そろそろ先生の担当していた人が出てくるので用意していた更生支援計画、今の段階で何ができるかを用意してくださいみたいなことを言われるという状況になっています。

ここでやはり皆さんと一緒に考えていきたいのは、もちろん連携のことと、それから、やはり時間がたって担当者が変わっても続く、息の長い、きちんと作った仕組みとしての支援というものを本当に一緒に考えていただきたいなと強く思っています。

基本的に、公的なお役所とかであれば、次の方にも引き継ぎますよとおっしゃっていただけるものの、もともとの事件が結構センシティブなお話の多い事件だったりもするものですから、どこまで伝わっているのかというのもなかなか難しい問題ですし、それと、今の本人の状況はまた変わっていて、何が必要なのかもまた変わっているというところもあるので、そういったところも含めて、全部を包含できるような仕組み、人の努力だけに頼らず、担当者の個性に頼らない仕組みというのを、ちょっと一緒に考えさせていただけたらすごくありがたいなと思いつつ聞いておりました。すみません、とりとめのない話で、ありがとうございます。

○古嶋共生社会担当課長 どうもありがとうございました。石田先生、今お話にあった更生支援計画作られて、多分、住民サービスが一番近いところで区市町村なんかとは結構関わられて支援をされているというところがあると思うんですけども、それ以外に都の制度とかで活用されているものとかって何かありますか。

○石田委員 更生支援計画の中では、おっしゃるとおり使えるようなものを、こんな制度があるのでと、いろいろ取り寄せて書いているのは、そのとおりです。

また、実は帰住先が、この会議は東京都の会議なので恐縮なんですけれども、必ず東京になるとも限らないというところがまた難しいです。刑務所が地方になった場合に、その地方で、全然知らないところでやり直したいっていう方は、そこでやり直す方もいらっしゃるわけで、そういった時もまた難しいなというところがございます。すみません、ちょっと質問いただいた東京都の制度というお話しとずれてしまったんですけども、東京都の制度も、ぱっとは浮かばないんですけども、その時ごとに必要なものをすごく調べて、福祉士さんと一緒にこれ

は使えるねっていうので提供させていただいております。

○古嶋共生社会担当課長 ありがとうございます。恐らく、我々も区市町村の福祉サービスとかが基本的に中心になるのかなっていうふうに思ってまして、区市町村のそういう取組を東京都として支援することで後押ししていきたいというところもありまして、今年度から区市町村サポート事業とかやったり、そんな感じで取り組んでますので、参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○石田委員 ありがとうございます。

その関連でいきますと、東京都さんの非行少年再犯防止支援ガイドブックというのがホームページ上に上がっているかと思えますけれども、「RE:STARTを応援するあなたへ」と、あれは非常に参考させていただいておりますので、この場を借りて御礼申し上げます。

○古嶋共生社会担当課長 ありがとうございます。

あと、併せてですね、来月11月の下旬にうちの方もですね、再犯防止のサポートする、ウェブサイト、ポータルサイトが立ち上がる予定になっておりまして、今鋭意作成中ですので、またできましたらご案内させていただきますけども、こちらもぜひご活用いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○石田委員 とっても楽しみです。ありがとうございます。

○古嶋共生社会担当課長 伊藤先生、お願いします。

○伊藤委員 石田先生のお話を伺っていて、更生支援計画の話が出たので、伺いたいんですけど、この計画を実行していく責任者は、どういう方になるんですか。特に、今、行政の話が出て、例えば自治体の市町村の窓口の方で担当者を決めてずっと追っていくとか、そういうことは可能なんでしょうか。

○石田委員 はい、更生支援計画に関しましては、その支援計画の内容にもよるんですけども、大体キーマンとなってくださるのは支援計画策定者となる社会福祉士若しくは精神保健福祉士の方です。そこに連絡先として、福祉士の方と大体私とかを入れていただいて、この2人ぐらいに連絡が来る、あるいは、もう少し他にいろんな帰住先となってくださる関連団体のところがあれば、そこにも連絡が行くようにして、そこに連絡が行って、またチームがそこできゅっと集まって、じゃ、分担をしてこういうふうにしようというような形でやることを想定しております。

一番の柱となるのは、大体、策定者の社会福祉士若しくは精神保健福祉士さんという場合が

多いです。

○伊藤委員 はい、ありがとうございました。更生支援計画について、具体的にどういう人が責任持って最後まで見届けていくのかがよく分からなかったのも、ただ行政との連携っていうのも大事になるっていうことですね。

○石田委員 非常に重要でございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○石田委員 ありがとうございます。

○古嶋共生社会担当課長 ありがとうございます。もう1人ぐらいご意見伺いたいと思いますけれども、東京矯正管区様。

○佐々木委員 お世話になっております。法務省東京矯正管区の佐々木と申します。

○古嶋共生社会担当課長 お世話さまです。本日はありがとうございます。ちょっとお伺いしたいんですけども。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○古嶋共生社会担当課長 矯正管区さんの方でも、保護観察所さんとも連携して、刑務所、少年院において、出所後に向けた支援をされていると思うんですけども、例えば、収容中にですね、帰住先が定まっていない受刑者とかに対して、居住のですね、確保を支援するために矯正施設としては、どのような取組をされてますでしょうか。

○佐々木委員 はい、では、居住支援のお話ということでお話しさせていただきます。各施設においては、独自に、居住支援法人とのつながりを持ち、円滑な出所に向けて取り組みを進めている矯正施設も数庁ございます。そのため、東京矯正管区内においては、例えば、千葉県下の施設等につきましては、地元の居住支援法人とのつながりで、そちらに帰住していくという例も聞き及んでいるところです。また、東京矯正管区としては、居住支援法人とのつながりについて、矯正施設にとって、認知度が高くないというような状況に鑑みて、今年度、9月に当管区主催の下、管区矯正施設26庁に対して、居住支援法人について関東地方中央整備局等関係機関や関東地方更生保護委員会もお招きして勉強会等を実施し、居住支援法人に、帰住するにはどういった手続きが必要なのかというような基礎的なところの勉強を開始したという状況でございます。

また、遡り、令和3年3月5日に、関東地方整備局、それから関東地方更生保護委員会、そして、東京矯正管区更生支援企画課の連名で、「関東ブロックにおける住まい支援の連携強化

の推進に向けて」というような依頼を東京都をはじめ各県にお願いしております。内容につきましては、居住支援協議会に対し、各保護観察所及び矯正施設の関係者の参画についてお願いしているところでございます。

これを受け、既に、管内の各矯正施設に対し、各地方の居住支援協議会への参画を積極的に行い、居住支援法人を利用する手続等につきましては、居住支援協議会等からとともに学ばせていただくよう、指導しているところでございます。

今後でございますが、居住支援法人との、つながりについては、居住支援についてまだ私達も勉強不足なところがありますので、勉強するとともに情報収集しながら、居住支援法人の活用を積極的にさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

また、よりよい弁護士制度につきまして、お話がございましたので補足します。先般、東京第二弁護士会が、当管区にお越しいただきまして、その制度の説明をしていただいたところでございます。当管区においては、東京第二弁護士会が今後どのように進めていかれるのかについての案をご作成いただき、御作成いただいたものをお持ちいただけるということで、それをお待ちしているというような状況でございます。したがって、よりよい弁護士制度につきましては、東京第二弁護士会の素案等をお待ちしながら、よりよい受刑者あるいは少年の帰住に向けた取り組みができるよう尽力してまいりたいと考えているところです。こちらの方についても引き続きご指導の方をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○古嶋共生社会担当課長 どうもありがとうございます。お話伺いまして、まさにですね、今、官民が連携した支援の取組ということが、居住支援やそれ以外についてもそうなんですけども、そういった支援の取組が進んでいるところなのかなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

それではですね、そろそろお時間になりますので、締めくくりをさせていただきたいと思えます。

本日の協議事項につきましては、委員の皆さま方より貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。犯罪をした人が、更生して、再び罪を犯さないために、安定した住居を確保することは重要な要素でありまして、行政や民間団体の役割は非常に大きいと我々も認識しております。

都では、次期再犯防止推進計画の策定に向けまして、改めて取組の方向性を整理していきたいと考えております。

本日の会議の議事につきましては、後日、委員の皆さま方に議事録をお送りしまして、内容をご確認していただいた後、都のホームページによって公表をさせていただきます。

今回ですね、実務者会議ということで、今年度は1回の開催になるんですけども、次回ですね、年明けに再犯防止推進協議会の開催を予定しております、本日の会議の内容については、協議会において報告を行います。この再犯防止推進協議会においては、次の東京都再犯防止推進計画の策定に向けた内容となる予定になっております。

協議会にご出席いただくメンバーとなる委員の皆さんにつきましては、改めてまたご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を閉会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。お疲れさまでした。